（別紙）

御意見の概要及びそれに対する考え方

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	「二酸化炭素貯留権制度の再検討と国家プロジェクト化の推進について」 【制度設計に対する根本的な疑問】 国が提示している二酸化炭素（CO2）貯留事業法関係の登録規則改正案は、CO2 貯留権に抵当権を設定可能にすることを前提としています。これは、民間事業者が貯留権を取得し、金融機関の融資担保として利用できるようにする目的です。 しかし、CO2 貯留は単に天然資源を掘削・利用するような単純な事業ではなく、高度な技術的要件・長期の安全性担保・不確実な事業収益構造を持つものであり、現行制度の前提自体が根本的に疑問であると言わざるを得ません。 【現行制度の問題点と国家プロジェクトの優位性】 1. CCS 貯留権の本質と法制度の不整合 CO2 貯留事業とは、排出源から回収した CO2 を地下深部の閉じた地層に長期的に注入・保管する技術・事業（CCS）であり、国内では環境省・経産省が実証・調査事業を進めています。日本周辺海域を対象とした貯留適地調査も実施されており、政策的な重視が進んでいます。 しかし、法的に「貯留権」という事業権利に抵当権を付ける」という発想は、自然物である CO2 を特定権利化する点で、酸素・窒素等の一般物質とは異なる根拠が不明確です。これは自然物の単なる利用権ではなく、限定的な地下空間への管理・監督義務を含む事業権利です。 2. 技術的・安全性リスクの長期性 CCS の長期貯留では、漏洩や地下水汚染、誘発地震のリスクが国際的にも課題とされています。科学的レビューでは、このようなリスク要因が時間経過と圧力・地質条件に依存することが指摘され、漏洩防止のための厳格なモニタリングと管理が不可欠です。	CCS 事業法において、事業者に対して貯留権が設定されるには、当該事業者が貯留事業の許可を申請し取得することが必要です。その上で、CCS 事業法では、許可を得た貯留事業者に貯留事業実施計画を作成させ、その計画の認可に当たっては、二酸化炭素の漏えいを防止するための措置や保安措置などが適切に計画されていることを確認することとしています。また、圧入した二酸化炭素の挙動のモニタリングを行うことや、万が一、二酸化炭素の漏えいが発生した場合には応急措置を講じることを義務づけています。万が一、貯留事業者がこれらの義務を履行せず、国による命令にも違反した場合には、国は貯留事業の許可を取り消すことができます。このように、貯留権は、貯留事業者が CCS 事業法上の義務を履行し、適切な貯留事業を実施することを求めるものであり、貯留事業を第三者に譲渡しようとする場合にも、経済産業大臣の認可を得る必要があります。 その上で、CCS 事業法は、事業の健全な発達を法目的の一つとしており、この法目

	さらに、国際的なCCS事業の実例でも、米国での貯留サイトで潜在的なリークの懸念から注入が停止されたケースが報じられており（モニタリング義務違反と関連する事案）、貯留後の責任・リスクの所在が不透明であることが示されています。 このように、長期安全性と責任範囲が不確定である事業に対して、民間事業者が担保付き融資を前提に長期の財務責任を負うことは現実的に困難です。 3. 経済性と公共的な意義 CCSの本格的な事業化に向け、日本政府・JOGMEC（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構）は複数の先進的プロジェクトを支援しています。これらはバリューチェーン全体（回収・輸送・貯留）の技術設計・評価作業を進めるもので、2030年までに年間数百万トン規模の貯留開始を狙うものです。 しかし、こうした事業は現時点で政府主導の支援下にあるものであり、商業ベースの自立した収益モデルが成立しているとは言えません。これは、制度設計段階において民間の担保制度が前提になっていることと矛盾します。 4. 国家プロジェクト化の妥当性と類推事例 日本は南鳥島沖において、深海底資源（レアアース泥）に関する国家レベルのプロジェクトを進めています。この例では、高度な海底採鉱技術を使って世界的にも例のない試験が進みつつあり、安全・技術・国益の観点から国家主体での開発が必要とされています。 このように、技術的に高度で社会的な意義のあるプロジェクトは、民間市場の担保評価に委ねるよりも国家プロジェクトとして実施する方が合理的であるという先例的な判断がされています。 【提言】 以上を踏まえ、以下を強く政策提言します ＊ 現行のCCS貯留権に対する民間権利化及び抵当権設定制度について、根本的な再検討を求めます。 自然物ではなく高度な事業権利を担保対象とすることには法理上・実務上の整合性が欠けています。 ＊ CCS貯留事業は国家主体のプロジェクトとして実施すべきです。 長期安全性・責任の明確化、公共財としての管理、財政的支援の安定性という観点から、国家プロジェクトとして推進すべきです。	的を達成するための一つの手段として、貯留事業者の資金調達の円滑化を図るため、貯留権をみなし物権とした上で、抵当権の目的とすることを可能としています。

	＊ 担保制度を前提としない制度設計の枠組みへ移行すべきです。 現行の抵当権付与前提では不確実な事業性を前提にしており、制度設計上のリスクが高いと考えられます。 以上の点を踏まえて、国の制度設計を 社会的責任と安全を担保しうる形に整備することを強く求めます。	

※なお本件意見募集とは直接関係のない御意見（１件）もお寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の CCS 政策の参考にさせていただきます。